
都市生活学専攻

専攻のポリシー
専攻・領域について
履修上の注意事項
履修モデル
資格について

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

□博士前期課程

所定の年限在学し、以下の知識・能力と所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に、修士（都市生活学）の学位を授与する。

1. 国際社会での活躍に必要なコミュニケーション能力、幅広い知識及び多面的かつ複合的な視点を身に付け、責任感を持って都市生活領域の研究と実務を進展させる可能性を備えている。
2. 都市生活領域に関する特定の問題を深く考察し、実践的な問題解決に資する専門知識や技術を身に付けている。
3. 現代社会が直面する都市生活領域に関連する諸問題への科学的思考、調査・分析・評価・予測を通じ、国際社会に通じる有用な解決方法を構想し、提案できる能力を身に付け、適切な研究倫理面での配慮のもとに研究を続ける資質と研究を進展させる可能性を備えている。

□博士後期課程

所定の年限在学し、以下の知識・能力と所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（都市生活学）の学位を授与する。

1. 都市生活学に関する高度な研究を遂行するとともに研究の成果を体系的にまとめあげ公表して知の発展に貢献する力を身に付けるとともに、高い倫理観を備えている。
2. 研究倫理を遵守して、都市と都市生活に関連する多様な事象および学術研究成果を俯瞰し、それらを都市生活学の専門知識と結び付けて、課題解決と新たな価値創造に貢献できる能力を身に付けている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

□博士前期課程

学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、以下のように教育課程を体系的に編成し、実施する。科目の特性に応じて授業の形態・学びの方法を適切に組み合わせ、自ら学び探究し行動するための教育を実践する。

1. 国際社会で実践的に活躍できる人材を育成するため、英語によるアカデミックライティングやプレゼンテーション能力等を養うための英語科目を共通科目として配当する。また、国際学会での発表や国際ジャーナルへの投稿などを奨励する。
2. 都市生活学の専門4分野について、特定分野の深い知識と分野横断的な幅広い知識の両方を身につけた人材を育成するため、「専門基礎科目」と4分野の「専門科目」を配当するとともに、複数分野を配当する。
3. 都市社会が直面する諸問題の解決を図り、または豊かな都市生活を創造できる高度な研究能力を修得させるため「文献研究・演習」「特別研究」を配当する。

□博士後期課程

学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、以下のように教育課程を体系的に編成し、実施する。

1. 都市社会に関する高度な研究に用いられる先端的で多様な研究方法、研究成果を体系化する能力を修得しつつ、都市社会に生起する事象を学際的・国際的に捉える視座と本質を見抜く洞察力を養い、併せて研究倫理を徹底するとともに、教育者としての役割及び社会における学識経験者の役割を適切に果たすための素養を培うため、演習や講義等を組み合わせた「講究」を配当する。
2. 都市と都市生活に関わる特定の研究テーマを設定し、高度な研究方法を駆使して研究を遂行し、その成果を独自性と一貫性のある博士論文にまとめ上げるとともに、自立した研究者として新しい領域開拓できる研究能力が身に付くように「特殊研究」を配当する。

1. 専門分野の紹介

都市生活学専攻は、博士前期課程と博士後期課程から成り、領域は「都市生活」のみで構成されます。

領域	内容
都市生活	都市における様々な社会課題の解決と価値ある都市生活の持続的な創造発信に貢献する専門能力を身につけた人材の育成を目指して、商学・経営学に軸足を置きつつ工学及び芸術分野の方法論を活用していく視点に立って、社会科学系の教育と研究を展開する。

本専攻は、既往の大学や学部には類型のない、東京都市大学「都市生活学部」における都市生活学をさらに発展させたテーマについて、都市における様々な社会課題の解決と価値ある都市生活の持続的な創造発信に貢献する専門能力を身につけた人材の育成を目指す社会科学系の大学院です。

大学院都市生活学専攻は、「都市研究の都市大」を牽引する拠点のひとつを担っています。特に、「東京」という世界の大都市の中でもユニークな特徴を様々な持つ都市に所在する立地の優位性を活かしながら、社会科学による専門的な分析力と、デザインからアプローチする独創性ある創造力との、2つの能力を兼ね備えて修得できる教育・研究環境を提供することによって、発展を続ける現代の都市文明と都市文化の双方に対して、独自のポジションから実践的な提案ができる専門家人材の育成を目指しています。

本専攻の授業は、世田谷キャンパスを中心に行います。

2. 教育目標と身に付く素養

都市生活学専攻は、「都市を解き、都市を創り、都市を育てる」をタグラインとしつつ、都市における様々な「社会課題」の解決力と、「価値ある都市生活」の創造力を備えた人材の育成を目指しています。

近年の都市と都市生活をめぐる環境は、先端技術の驚異的な発展と普及、グローバル化の本格的な進展によって大きく変化し、迅速化と均質化が進む一方で、多様性やローカルな差異を尊重し、排除の壁を無くし、文化や美を追求する力も強まっています。さらに、益々発展するアジアの諸都市との緊密な連携も必要となっており、そのため、東京を拠点に行う都市事象の教育研究には、グローバル化する世界の諸都市と東京との相互関係を見極めながら、専門領域や国境を超えた総合的、複合的なアプローチと理解に基づいた取り組みが不可欠となっています。

本専攻では、こうした背景を踏まえ、「都市経営特論」、「都市プランニング特論」、「都市デザイン特論」、「都市システム特論」という4つの専門科目を中心に、関連分野横断的な幅広い専門知識と洞察力を効率的に修得するための講義カリキュラムを構築しています。

また、1年次から行う発表会は、学会発表・国際会議等への発表奨励の他、修士論文の中間発表会（2回）と最終的な修士論文発表会まで多種多彩な機会が設けられており、自身の研究内容を他者に分かりやすく伝える力も身につけていきます。

このような学修環境の中、学生は、自身が研鑽を積みたいと考える研究・学修領域に応じた指導教員に属し、その直接・間接的な指導を得て、専門力を強化し、自ら主体的に選択したテーマによって修士論文を完成させていきます。

3. 建築士資格の実務経験に対応

さらに、修了後建築士の資格を取得して活躍したいと希望する学生には、大学院での学習実績が受験資格における実務経験年数要件（2年中1年間）に相当するプログラムを設けています。

4. 修了後の進路

本専攻の修了者には、都市生活領域に関する諸問題に対する科学的な思考、調査・分析・評価を通して有用な解決方法を構想できる能力や、解決のための構想を有効で独創性のあるプランとして提示できる能力が培われていることが期待され、高度な専門知識を背景とした「価値ある都市生活」のプロデューサーとして、都市と都市生活に関連する幅広い業界やポジションで活躍することが期待されます。

履修上の注意事項：都市生活学専攻

博士前期課程／博士後期課程

1. 領域の所属

大学院環境情報学研究科においては、下記のいずれか一つの領域に所属する。
所属については、次項に述べる当該領域の指導教員（研究指導教員（M[㊦]またはD[㊦]）以下略）のいずれか1名に受け入れを認めてもらわなければならない。

専攻名	博士前期課程	博士後期課程
都市生活学	○都市生活	○都市生活

2. 指導教員（「研究指導教員」及び「研究指導補助教員」）

専攻の各領域を担当する指導教員は、「研究指導教員」と「研究指導補助教員」とからなる。
学生の本学における研究指導は、原則として「研究指導教員」があたり、学位論文作成の指導にあたる。
ただし、テーマによっては、「研究指導補助教員」による指導を受けることが可能である。

3. 修了するために必要な修得単位数

【博士前期課程】

下表の通り、各領域における必修科目として、「文献研究・演習 I～IV」「特別研究 I, II」小計10単位と、授業科目20単位以上を修得し、合計30単位以上を修得すること。

文献研究・演習	4単位
特別研究	6単位
小計	10単位
授業科目	20単位以上
合計	30単位以上

【博士後期課程】

下表の通り、各領域における必修科目として、「講究」8単位と、「研究」16単位を修得し、合計24単位を修得すること。

講究	8単位
研究	16単位
合計	24単位

4. 履修登録方法

履修しようとする授業科目は、指導教員の承認を経て、学期初めに指示された期日までにWEB上にて履修登録をしなければならない。この手続を経ない授業科目は、受講の上、試験に合格しても単位は与えられない。
ただし、先行履修科目についてはWEBによる履修登録を行わず、所定の方法で期日までに教学課へ申請すること。
なお、大学院学則第6条第1項・第2項のただし書きに規定する該当者（早期修了）は教学課に申し出て、履修登録手続きについて指示を受けること。

5. 履修しようとする授業科目の選択方法

(1) 必修授業科目

【博士前期課程】

専攻する領域に関する「文献研究・演習 I」「文献研究・演習 II」「文献研究・演習 III」「文献研究・演習 IV」「特別研究 I」「特別研究 II」(合計 10 単位)を必修とし、文献研究・演習は I～IV を、特別研究は I～II を段階的に履修すること。(「教育課程表」参照)

【博士後期課程】

専攻する領域に関する「講究 I」「講究 II」「特殊研究 I」「特殊研究 II」「特殊研究 III」「特殊研究 IV」(合計 24 単位)を必修とする。(「教育課程表」参照)

(2) 選択授業科目

【博士前期課程】

授業科目 20 単位以上修得するにあたって、当該専攻の科目選択に際しての条件は特はない。

東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻開講科目は、すべて英語で実施となり、受講するためには一定レベル以上の英語力(エディスコワン大学との取り決めに基づく受講条件を満たしていること)を必要とするため、事前に指導教員及び教学課に申し出ること。(「教育課程表」参照)

(3) 他研究科・他大学院の科目の履修と単位認定について

【博士前期課程】

他の研究科、及び他の大学院における科目は、それぞれをあわせて最大 10 単位までを、指導教員の判断により修了要件に算入できる。なお、これらの手続きは以下の通りである。(大学院学則第 16 条(他の科目の履修)および第 16 条の 2(既修得単位)では、「15 単位を越えない範囲で」と記載があるが、環境情報学研究科では、最大 10 単位までとする。)

①他研究科の科目を履修

他の研究科における科目を履修したい場合は、事前に指導教員及び当該開講科目担当教員に申し出て、了解を得た上で、「科目履修届出書」によって履修申告することができる。(ただし「インターンシップ」および各専攻の「演習・実験」科目は除く。)

②東京理工系 4 大学大学院単位互換により他大学院の科目を履修

東京理工系 4 大学の交流協定に基づき、工学院大学大学院、芝浦工業大学大学院、東京電機大学大学院で開講される科目のうち、単位互換可能科目を教学課にて確認の上、指導教員に申し出て了解を得た上で、当該大学院の定める履修登録手続きを行う。

③「神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書」に基づいた、他大学院の科目を履修

「神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書」に基づき、他大学で開講される科目のうち、単位互換可能科目を教学課にて確認の上、指導教員に申し出て了解を得た上で、当該大学院の定める履修登録手続きを行う。

④科目等履修生により他大学院の科目を履修

科目等履修生により、他の大学院の科目を履修し修得した場合は、当該科目の「成績証明書」または「単位修得証明書(成績評価が記載されたもの)」とともに指導教員に報告するものとする。なお、単位認定を希望する者は、指導教員を通じて教務委員会に申請を行う。

(4) その他

【博士前期課程】

指導教員が必要と認めた場合、その指示に従って学部の授業科目を履修できるものとする。

ただし、合格しても、修了に必要な単位には加算しない。

【博士後期課程】

指導教員が必要と認めた場合に、博士前期課程の授業科目を指定して履修できる。

ただし、合格しても、修了に必要な単位には加算しない。

6. 科目試験

【博士前期課程】

博士前期課程において、授業科目の試験は定期的試験として前・後期末に行う。試験に合格した者には、学則に定める単位を与える。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

7. 成績

(1) 成績の発表

- ①成績は8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）と3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目）の2回発表する。
- ②修了要件を満たして学位授与資格を認定された者は、3月もしくは9月に本学内に掲示する。

(2) 成績の評価

成績の評価を、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階に分け、秀・優・良・可を合格とする。

(3) 成績順位の算定方法

成績順位は、f-GPA（ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ）方式により算定される。計算式は以下の通りで、算出された評定値の大きい順に順位がつけられる。

$$\frac{\text{履修した各科目のGP} \times \text{単位数の合計}}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

※GP = (科目の得点 - 50) / 10 ただし、科目の得点が60点未満の場合、GPは0とする。

- (1) 評価値算出対象科目は「修了要件対象科目」とする（修了要件非加算科目は対象外）。
- (2) 評定値算出には不合格科目も対象とする。
- (3) 不合格科目を再履修した場合は、分母の履修単位数の変更はせずに、分子のGPのみ最新評価結果に変更して算出する。
- (4) 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目については、分母（履修単位数）に含めない。
- (5) 評定値が同じ場合には、分子が大きいものを上位とする。分子も同じ場合には同順とする。
- (6) 評価が「認定」の科目は、評定値算出の対象にならない。

8. 学位論文に関する届け出

【博士前期課程】

博士前期課程においては、1年以上在学し、所定の用紙により学位論文の主題とその研究計画書を指導教員に提出しなければならない。

なお、大学院学則第6条第1項・第2項のただし書きに規定する該当者（早期修了）は教学課に申し出て、履修登録手続きについて指示を受けること。

【博士後期課程】

博士後期課程においては、2年以上在学し、所定の用紙により学位論文の主題とその研究計画書を指導教員に提出しなければならない。

なお、大学院学則第6条第1項・第2項のただし書きに規定する該当者（早期修了）は教学課に申し出て、履修登録手続きについて指示を受けること。

9. 学位論文の提出

修士論文及び博士論文は、審査委員会の委員人数分を作成し、所定の期日までに指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

なお、英文による学位論文作成の場合は和文の概要を一部添付すること。

10. 最終試験

最終試験は学位論文を中心として、これに関連ある科目ならびに外国語について行う。

外国語は、原則として一種類を課する。

試験は、口答または筆答あるいは口答及び筆答の方法によって行う。

11. 学位の授与

【博士前期課程】

博士前期課程は、本大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことをもって修了したものとする。

博士前期課程を修了した者には、修士（都市生活学）の学位を授与する。

【博士後期課程】

博士後期課程は、本大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学し、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上、学位論文を提出し、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士（都市生活学）の学位を授与する。

12. 博士論文の公表方法

【博士後期課程】

平成25年4月1日より博士論文は、インターネットによる公表が義務付けられているため、博士論文の電子データを学位授与式までに教学課へ提出すること。ただし、やむを得ない事由があり、インターネットによる公表が困難な場合には、事前に教学課へ相談の上、指示を受けること。

早期修了要件**1. 博士前期課程早期修了要件**

大学院学則第6条第1項に規定する博士前期課程の早期修了要件には以下の条件を満たすことを要する。

(1) 入学時に条件1及び条件2を満たすこと。

条件1：大学院学則第16条の2による単位認定により、10単位修得していること。

条件2：学会での口頭発表を1回以上行っていること。

条件3：1年次終了時あるいは1年半終了時に修士論文を提出できる見込みであることを専攻が認定していること。

(2) 修士論文提出時に、査読付き筆頭論文が1編以上あること。この論文は、博士後期課程において、学位認定に要求される（主として自らが実施した研究に基づいて自らが執筆した）論文と同等のレベルであることを要する。

2. 博士後期課程早期修了要件

大学院学則第6条第1項及び第2項に規定する博士後期課程の早期修了には以下の条件を満たすことを要する。

条件1：主として自らが実施した研究に基づき、博士論文の中核となる主題について執筆した論文（原則として査読付き筆頭）が2編以上あること。

条件2：1編以上は入学後に掲載された論文であること。

3. 学内発表会の省略

上記修了要件に該当する場合は、中間発表会1、中間発表会2を省略することができる。

4. 必修科目の履修順序

必修科目は、段階的に履修することとなっているが、上記修了要件に該当する場合は、教学部教学課に申し出て指示を受けること。

履修モデル：都市生活学専攻

博士前期課程

種類	科目名	単位	都市生活学専攻 履修タイプ		
			都市ビジネス	都市デザイン	国際都市経営
必修	文献研究・演習 I	1	○	○	○
	文献研究・演習 II	1	○	○	○
	文献研究・演習 III	1	○	○	○
	文献研究・演習 IV	1	○	○	○
	特別研究 I	3	○	○	○
	特別研究 II	3	○	○	○
語学	Academic Presentations	1	○	○	○
	Academic Paper Writing	1	○	○	○
	Advanced Comprehension Skills	1	△	△	△
専門基礎科目	都市環境モデリング	2		○	○
	Environmental and Social Systems	2	△	△	○
	メディア技術と社会	2	○		
	社会調査とデータ分析	2	○	△	○
	都市のアクションリサーチ	2	○	○	○
	地球規模問題解決型イノベーション論	2			
専門科目	都市システム特論	2	○		○
	都市経営特論	2	○		○
	グローバル都市ビジネス特論	2	○	△	○
	都市プランニング特論	2	○	○ (建築士)	
	建築デザイン特論	2		○ (建築士)	
	都市デザイン特論	2		○ (建築士)	○
	建築設計インターンシップ	4		○ (建築士)	
	都市のリサーチメソッド演習	1	○		○
	建築設計演習	1		○ (建築士)	
特別科目	キャリアデザイン	1	△	△	△
	インターンシップ	2			
	特別講義 I	2			
	特別講義 II	2			
	特別セミナーI	1			
	特別セミナーII	1			

凡例 ○=強く履修を奨める科目

△=できれば選択して履修してほしい科目

一級建築士試験の受験資格にかかる実務経験について

1. 博士前期課程における一級建築士試験の受験資格にかかる実務経験について

本専攻は、一級建築士試験についての「開講科目が実務経験要件（1年）を充たす大学院課程」として認められている。専門領域は意匠である。

一級建築士の免許を登録するには、大学の卒業後において2年間の実務経験を有することが必要である。この実務経験について、本専攻において下記のとおりインターンシップ科目ほか所定の単位数を修得することにより、1年の実務経験があるものと認められる。なお、一級建築士試験の受験資格については、学部において指定科目（建築士法第14条第1項に基づく国土交通大臣の指定する建築に関する科目）を修めた者であれば、学部卒業後すぐに受験できる。

2. 「開講科目が実務経験要件を充たす大学院課程」の概要

都市生活学専攻に所属する学生であって、下表の科目による所定の単位を修得した者は、一級建築士の免許登録において建築士法施行規則第1条の2及び国土交通省告示第754号の建築に関する実務の経験（以下「実務経験」という。）が2年中1年分あるものとして、「建築士試験の大学院における実務経験に係る修得単位証明書」の発行が認められる。

なお、下表のうち、演習「特別研究」においては、成果物の修士論文において当該修士論文の一部として建築設計図書を有することが必要である。建築設計図書を有する修士論文を演習「特別研究」の成果物とする者は、当該特別研究の履修に当たり、2年次年度始めの履修登録期日締切日までに、指導教員および専攻主任教授の押印のある「修士論文における建築設計図書付帯申請書」を教学課へ届け出なければならない。

科目名		科目の 単位数	実務経験年数
			1年
インターン シップ	建築設計インターンシップ	4	4単位
	建築設計演習	1	6単位以上
演習	特別研究Ⅰ	3	
	特別研究Ⅱ	3	
講義	都市プランニング特論	2	4単位以上
	建築デザイン特論	2	
	都市デザイン特論	2	
合計単位数		—	15単位以上